

弁護士賠償責任保険のご案内

弁護士法人特約・成年後見業務に関する特約

【オプション】未成年後見業務に関する特約・施設危険補償特約・サイバープロテクター・受託者賠償責任保険

特長①

わずかな負担で大きな安心

1 請求3億円・保険期間中9億円コース

弁護士1名あたり37,710円／弁護士以外の職員1名あたり3,670円
(保険責任延長期間10年の場合)

この保険は神奈川県弁護士協同組合が保険契約者となる団体契約です。

神奈川県弁護士協同組合の組合員である法律事務所(個人事務所、弁護士法人)単位に加入し、弁護士法人が加入者となる場合は当該法律事務所に所属する弁護士および当該弁護士法人が本保険の被保険者(保険契約により補償を受けられる方)となります。



特長②

スケールメリットを活かした団体割引&割引確認シートによる割引

・弁護士賠償責任保険：団体割引20%適用

団体割引率は、契約時の記名被保険者の人数にしたがって決定されます。募集の結果、団体割引率が増加となる場合は、保険料または支払限度額の増減を行いますのでご了承ください。変更となる場合には、あらためて変更後の内容をご案内いたします。

・サイバープロテクター：団体割引5%/割引確認シートによる割引最大60%

今年度の団体割引は5%です。次年度以降は契約時の記名被保険者数にしたがって決定されます。/割引確認シートをご提出いただき、その回答内容により、最大60%の割引が適用可能となります。

特長③

標的型メール等による不正アクセスや個人情報の漏えいに関するリスクをカバーする補償の拡大

「サイバープロテクター」(オプション)にて補償します。

事故事例

- ▶事務所のパソコンがランサムウェアに感染し同事務所が使用するファイル共有サーバ内のデータが外部に流出。
- ▶破産者の個人情報記載された書類を債権者へ誤って送付し、情報漏えいしてしまい、対応費用が発生した。

特長④

依頼者からの預かり物の盗難や破損、紛失等に関するリスクをオプションで補償可能

受託者賠償責任保険をオプションでご加入の場合、他人から預かった受託物を保管もしくは管理している期間に発生した破損や汚損、紛失または盗難等のリスクをカバーできます。



ぜひこの機会に、高額補償コースへの切り替え、新規加入のご検討をお願いいたします。

保険期間

2026年3月1日より1年間

＜ 弁護士賠償責任保険のみ
保険責任延長期間5年間・10年間 ＞

申込締切日は2026年2月6日(金)事務局必着です。

中途でのご加入は、毎月20日をお申込みの締切日とさせていただきます。

保険期間は翌月1日から2027年3月1日までとなります。

お問い合わせ先

【団体契約者】神奈川県弁護士協同組合

【取扱代理店】株式会社アステクト 東京南支店 東京都大田区大森北1丁目1-5 (担当:赤澤) (TEL)03-5762-8600

【引受保険会社 神奈川県弁護士協同組合特約店】 三井住友海上火災保険株式会社 東京東支店 渋谷第一支社 (担当:遠藤・荒木) (TEL)03-5459-2309

【営業時間】 平日9:00～17:00

ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款、特別約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

弁護士賠償責任保険・サイバープロテクター・受託者賠償責任保険の概要

I 弁護士賠償責任保険

被保険者（保険契約により補償を受けられる方）が弁護士の資格に基づいて遂行した業務（※）に起因して、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対し、保険金をお支払いいたします。

（※）弁護士の資格に基づいて遂行する業務には、後見人、保佐人、相続財産管理人、清算人、検査役、管財人または整理委員等の資格において法律事務を行うことを含みます。

詳細は②⑩⑫ページをご参照ください。

II 未成年後見業務に関する特約（オプション）

未成年被後見人の日本国内における日常活動に起因して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害について保険金を支払います。

詳細は②⑩⑫ページをご参照ください。

III 施設危険補償特約（オプション）

被保険者が弁護士業務を行っている事務所施設の所有・使用・管理に起因し、また業務の遂行に起因し、法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害に対して保険金をお支払いします。

詳細は②⑩⑫ページをご参照ください。

弁護士業務にかかわるさまざまなリスクを 3つの補償でまとめてサポート

IV サイバープロテクター（オプション）

情報漏えいやサイバー攻撃による事故により被保険者に生じた損害を補償します。昨今の社会のデジタル化の加速やサイバー攻撃に関するリスク等の高まりを受け、従来の「個人情報漏えいプロテクト費用補償特約」から補償を大幅に拡大しました。

※サイバー攻撃に起因しない情報漏えいにより法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害は、弁護士賠償責任保険およびサイバープロテクターいずれもお支払い対象となります。（ただし、重複してお支払いすることはありません。）

詳細は③⑨～⑭ページをご参照ください。

V 受託者賠償責任保険（オプション）

他人から預かった受託物を保管もしくは管理している間に誤って壊したり、汚したり、紛失したり、または盗まれたりして、預けた人に元の状態では返還できなくなった場合に、受託物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

詳細は⑥⑩⑫⑭ページをご参照ください。

ご加入いただけるのは、お申込人・記名被保険者が、以下に該当する場合となります。

◇申込人 神奈川県弁護士協同組合の組合員に限ります。

◇被保険者 神奈川県弁護士協同組合の組合員に限ります。

Ⅰ 弁護士賠償責任保険の基本補償

■弁護士が弁護士の資格に基づいて保険期間中に遂行した業務に起因して、他人に損害を与え、保険期間中または保険期間終了後の保険責任期間内に日本国内において損害賠償を請求された場合、法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害について保険金をお支払いします。

■弁護士および弁護士法人がこの保険の被保険者になります。

保険への加入単位は法律事務所（個人事務所、弁護士法人）単位となっておりますので、事務所に所属するすべての弁護士の方々に加入していただき、弁護士および弁護士法人が被保険者となります。弁護士以外の職員の方は、被保険者となりません。記名被保険者が弁護士法人の場合、その弁護士法人の社員またはその使用人である弁護士は、当該弁護士法人の業務を行う限りにおいて被保険者となります。

■弁護士の資格に基づく業務には次のものを含みます。

- ① 弁護士が行う税理士、弁理士の業務（税理士、弁理士の登録をしていると否とに関係ありません。）
 - ② 後見人、保佐人、相続財産管理人、清算人、検査役、管財人、整理委員等の資格において行う法律事務
- ※ 弁護士報酬や着手金の返還は対象となりません。

■法律上の損害賠償責任を負担した場合のみこの保険の対象となります。

名誉毀（き）損に基づく法律上の損害賠償責任、証拠書類もしくは証拠物の損壊、紛失または盗難および執行行為に付随して生じた財物の損壊、紛失または盗難に起因する法律上の損害賠償責任もこの保険の対象となります。

■自動セット特約

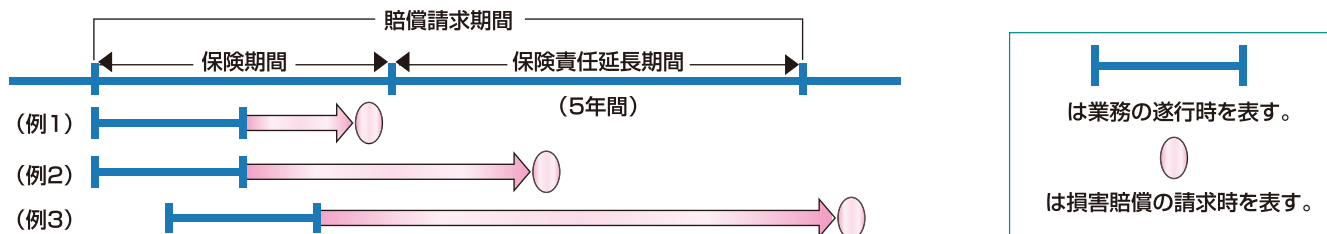
- 弁護士法人特約（記名被保険者が弁護士法人である場合について規定しています。）
- 成年後見業務に関する特約（成年被後見人の日本国内における日常活動に起因して、被保険者が他人の身体の障害または財物の損壊（滅失、破損または汚損）について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害について保険金をお支払いします。）

《想定される事故例》

- 控訴の依頼を受けていたにもかかわらず、期日までに手続きをとらなかった。
- 各種契約書、遺言状等の作成を依頼されたが、その作成に誤りがあり、依頼人に損害を与えた。
- 強制執行手続きに入ったにもかかわらず、期日までに配当請求することを怠った。等

■損害賠償の請求時期と保険金支払いの関係

損害賠償請求を提起する時期と保険金支払いの関係を図示すると次のようになります。（弁護士業務の遂行に起因する賠償責任の場合です。）



（例1）、（例2）の場合は保険金のお支払いの対象となりますが、（例3）の場合は損害賠償の請求が保険責任期間内になされませんでしたので、保険金支払いの対象とはなりません。保険責任延長期間は保険期間終了後3年・5年・10年の3種類がございます。3年のパターンをご希望の場合は取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

Ⅱ 未成年後見業務に関する特約による補償内容拡大（オプション）

■未成年被後見人の日本国内における日常活動に起因して、被保険者が他人の身体の障害または財物の損壊（滅失、破損または汚損）について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害について保険金をお支払いします。

《想定される事故例》

- 未成年被後見人が自転車に乗っていたところ、近所の子どもにケガを負わせた。
- 未成年被後見人が友人とキャッチボールをしていたところ、近所の家の窓ガラスを割ってしまった。
- 未成年被後見人が誤って友人にケガをさせた。等

Ⅲ 施設危険補償特約による補償内容拡大（オプション）

■被保険者が弁護士業務を行っている事務所施設の所有・使用・管理に起因し、また業務の遂行に起因し、保険期間中に生じた他人の身体の障害または財物の損壊（滅失、破損または汚損）について、法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害に対して保険金をお支払いいたします。

《想定される事故例》

- 事務所で火災が発生し、非常口の不備でお客さまに死傷者がでた。
- 事務所の看板が設置不備のため落下し、通行人にケガを負わせた。
- 事務職員が業務で外出中、自転車で通行人に接触しケガを負わせた。等

IVサイバープロテクターによる補償内容拡大（オプション）

■情報漏えいやサイバー攻撃による事故により企業に生じた賠償損害をはじめ、事故対応等にかかる費用損害を包括的に補償します。

《想定される事故例》

- 顧客の個人情報が保存されていた外付けハードディスクを移動中の電車内に置き忘れ、紛失。
- 刑事事件の情報共有のために使用していた掲示板を、本来は非公開設定にすべきところ公開設定のまま利用し、裁判員候補者のリストや被害者の情報が誰でも閲覧できる状態となった。
- 弁護士をメンバーとするメーリングリスト上にマルウェアに感染したメールが流れ、マルウェアに感染。パソコン内のデータが改ざんされた。

等

標的型メール攻撃とは



あたかも通常の業務や依頼であるかのように見せかけるメールを送り、添付ファイルを開封させたり、所定のサイトに誘導することによりパソコンをマルウェア(*)感染させる攻撃。※マルウェア=悪意のあるソフトウェアの総称(例:ウイルス、ランサムウェア)

近年の標的型メール攻撃の特徴

巧妙なアプローチ手法

攻撃者は、攻撃対象の組織や職員について調査し、周到な準備を行った上で、人の心理をついたアプローチを実行します。

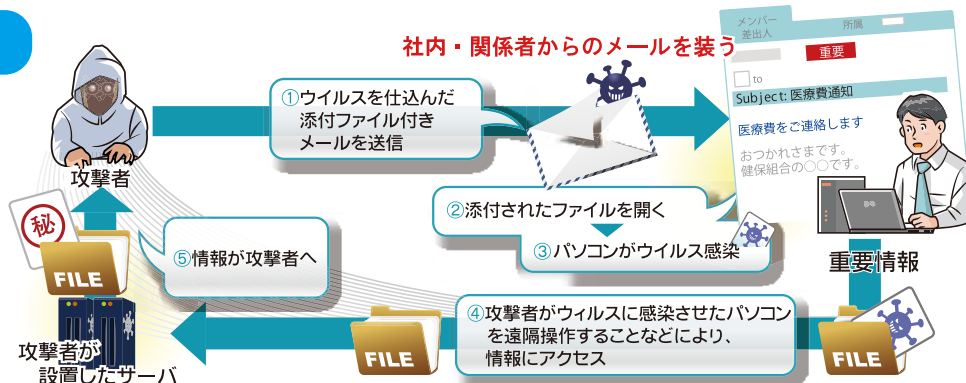
- 攻撃者は、社内の人間や取引先になりすまし、添付ファイルの開封や、URLリンクのクリックを誘導する巧妙な内容のメールを送付する
- ＜例＞取引先からの業務メール、人事関係の通知、件名や文面に業界用語や日常よく使われる表現を使用する 等
- 送信元メールアドレスは、偽装されていると考えられるものが全体の98%を占める(2019年警察庁調査)

マルウェアの検知が困難

マルウェアの挙動により、攻撃を受けたこと自体に気付かない場合もあります。

- 感染した結果、パソコンがすぐに異常な挙動を示すとは限らず、時間を掛けて準備(潜伏)することもあるため、すぐにマルウェア感染が検知できない
- 目的遂行後、完全に証拠を隠滅するマルウェアもあり、異変に気づいた段階で痕跡が残っていないこともある

攻撃の流れ



■保険の対象となる損害

損害賠償

対象となる事由

- ①他人の情報漏えいまたはそのおそれ
- ②コンピュータシステムの所有、使用または管理に起因する他人の業務阻害等
- ③サイバー攻撃に起因する他人の身体障害・財物損壊

費用損害

対象となる事由

- ①他人の情報漏えいまたはそのおそれ
- ②コンピュータシステムの所有、使用または管理に起因する他人の業務阻害等
- ③サイバー攻撃に起因する他人の身体障害・財物損壊
- ④上記①～③を除き、記名被保険者が所有、使用または管理するコンピュータシステムに対するサイバー攻撃
- ⑤上記①～④を除き、記名被保険者が所有、使用または管理するコンピュータシステムに対するサイバー攻撃のおそれ(対象となる損害はサイバー攻撃調査費用のみ)

対象となる損害

- 法律上の損害賠償金
- 訴訟対応費用
- 争訟費用
- 損害防止費用
- 権利保全行使用費用
- 緊急措置費用
- 協力費用

※損害防止費用および緊急措置費用は③サイバー攻撃に起因する他人の身体障害・財物損壊が発生した場合に限りです。

対象となる損害

- 事故対応費用
- 事故原因・被害範囲調査費用
- 広告宣伝活用費用
- コンサルティング費用
- 法律相談費用
- 見舞金・見舞品購入費用
- クレジット情報モニタリング費用
- 風評被害拡大防止費用
- コンピュータシステム等復旧費用
- 公的調査等対応費用
- 再発防止費用

○サイバー攻撃調査費用(対象となる事由は⑤のみ)

■保険適用地域

補償	保険適用地域
賠償損害	日本国内
費用損害	日本国内

■セットされる特約

特約名称	
サイバーセキュリティ特約	◎(全契約に必ずセット)
サイバーセキュリティ拡張補償特約	◎
証券総支払限度額に関する特約	◎
保険適用地域に関する特約	◎

セットされる特約は左表のとおりです。
(◎:自動セットの特約)



情報漏えいやサイバー攻撃を受けた場合の対応例

賠償損害

法的な対応

- 情報漏えいの被害者からなされた損害賠償請求への対応



費用損害

各調査の実施

- サイバー攻撃を受けている可能性があるとの報告を受け、サイバー攻撃の有無を調査
- 情報漏えいやサイバー攻撃が発生した原因や被害の範囲を調査



復旧作業

- サーバ等のコンピュータシステムの修理や消失した電子情報の修復対応



専門家への相談・委託等

- 専門家(弁護士・コンサル会社)への相談

被害者への対応

- 社告、会見による事故に関する状況説明や謝罪
- 被害者への詫言状作成・送付と被害者からのお問い合わせコールセンター設置
- 被害者への見舞品としてプリベイドカードを送付



再発防止

- 再発防止のために、新たにセキュリティ対策を導入

※上記は一例であり、発生した事故により必要な対応は異なります。上記以外にも補償できる費用がありますので詳細は⑩⑪ページをご覧ください。

補償の対象となる情報

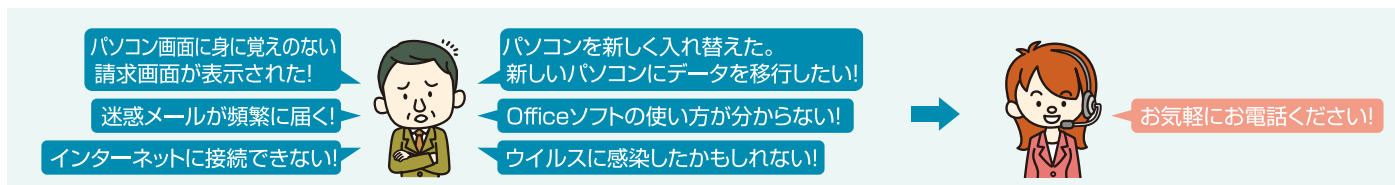
■ 次のいずれかに該当するものをいいます。

- ① 個人情報
個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に規定される個人情報をいい、死者の情報を含みます。
- ② 企業情報
特定の事業者に関する情報であり、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上または営業上の情報であって、公然と知られていない情報
- ③ 上記①および②を除き、電子データまたは記録媒体に記録された非電子データとして保有される情報

サイバープロテクター専用コールセンター

■ サイバープロテクター専用コールセンターは、サイバープロテクターの契約者および記名被保険者が、パソコン(PC)操作に関する不明点からサイバーセキュリティに関するトラブルまで、電話でお気軽にご相談できる窓口です。

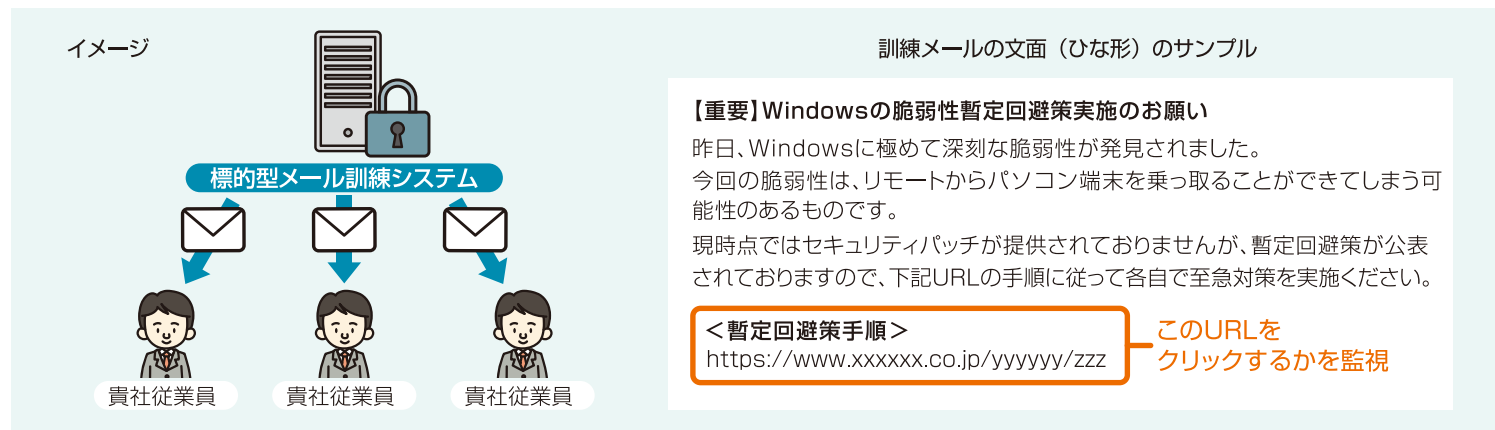
■ ご契約のサイバープロテクター保険期間中が利用対象です。保険期間中は、何度でもご利用いただけます。



- このサービスは、アドバイスや簡易的な処置を提供するものであり、お客さまに生じたサイバーセキュリティ関連のトラブルを根本的に解決することをお約束するものではありません。
- リモートでのウイルス駆除などは、貴社のネットワーク環境に接続することに同意のあった場合に限り提供します。貴社の指示・同意に基づいて、遠隔操作にて貴社のネットワーク環境上のマルウェアその他の不正なプログラムを駆除する場合があります。
- パソコンの操作等で発生する通信料は貴社負担となりますので、あらかじめご了承ください。
- このサービスは、サイバープロテクターに関する事故報告や保険金請求に関する窓口ではありません。
- このサービスの結果に起因して発生した事象について、当社および提携会社は一切責任を負いません。

標的型メール訓練サービス

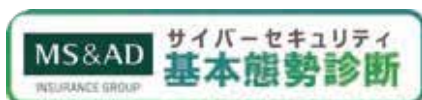
この訓練サービスでは、標的型メールを模した訓練メールを訓練参加者に送信し、メール本文に記載されているURLのクリック状況を監視し、従業員のURLクリック状況をふまえて、簡易レポートを作成・提出します。



- このサービスは、貴社専用のID・パスワードを発行し、貴社で自身で、ID・パスワードを使って専用システムにアクセスしていただき、メール送信先等を設定・実施していただくサービスです。（貴社におかれましては一定の作業が発生します。）
- 貴社メールシステム上、このサービスによる訓練メールが迷惑メールフィルタ等で遮断される場合、個別のシステム対応（ホワイトリスト機能等がある場合には予め訓練メールアドレスを追加等）をお願いするケースがあります。（貴社メールシステムによっては、このサービスによる訓練が実施できないことがあります。）

MS&ADサイバーセキュリティ基本態勢診断

- この診断サービスでは、主に中小企業の皆さまを対象としたサイバーセキュリティに関する診断を行います。
- セキュリティに関する質問にご回答いただいた後、貴社のセキュリティ対策の評価、業種別傾向値、貴社が取るべき対策などを診断します。



サービスの概要

- (1) 質問票をご提供し、貴社に基本情報やサイバーセキュリティに関する設問にご回答いただきます。
- (2) いただいた回答をもとに、当社にて診断結果をご提供します。

診断結果イメージ



サイバー事故発生時の、専門事業者紹介サービス

- 貴社のご意向に基づき、サイバー事故発生時の被害範囲の確認や原因調査および事故対応方法の策定について、経験豊富な専門事業者をご紹介します。

- このサービスは、貴社と当社がご紹介する専門事業者との間でご締結される委託契約に基づき、有償で提供されるものですが、プロテクト費用保険金の対象となる費用(注)については、当社から貴社に保険金としてお支払いします。

(注) あらかじめ当社の承認を得て支出した費用に限ります。



このサービスは、保険の付帯サービスではありません。保険金請求する場合には当社の事前承認が必要です。

- サービスを予告なく変更する場合があります。
- 中止・サービスの提供には一定の条件がある場合があります。

V 受託者賠償責任保険による補償内容拡大（オプション）

■記名被保険者が他人から預かった受託物を保管もしくは管理している間に誤って壊したり、汚したり、紛失したり、または盗まれたりして、預けた人に元の状態では返還できなくなった場合に、受託物について正当な権利を有する者に対し、記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、業務の遂行に伴い保管している依頼人、その他関係者の証拠書類や証拠物の損壊（滅失、破損または汚損）、紛失または盗難の損害は、弁護士賠償責任保険によりお支払いの対象となります。

《想定される事故例》

- 依頼者から預かった供託金が盗難にあい、依頼人から損害賠償請求を受けた。
- 依頼者から預かったコートを事務所で保管中盗難にあい、預け主から損害賠償請求を受けた。 等

I II III IV V
共通

保険金をお支払いできる条件は適用される普通保険約款、特別約款および特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

Q&A よくある質問

Q

サイバープロテクターは情報漏えいに関する賠償責任を補償できるとありますが、顧客情報を誤送付や紛失等により漏えいしてしまった場合、サイバープロテクターに入っていないれば支払いの対象にはなりませんか？

A

サイバー攻撃に起因しない情報漏えいの賠償責任については弁護士賠償責任保険でも補償することが可能です。被保険者に発生した費用については、サイバープロテクターでのみ補償となります。

Q

未成年の後見人となる場合、未成年後見業務に関する特約を付帯しなければ補償はできませんか？

A

弁護士賠償責任保険でも未成年後見業務は補償の対象ですが、身体障害、財物損壊に起因する場合はお支払いの対象となりません。
未成年後見業務に関する特約は、未成年被後見人の日本国内における日常活動に起因して被保険者が他人の身体障害または財物の損壊について法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

Q

受託者賠償責任保険の《想定される事故例》に供託金の盗難による賠償事例がありますが、事務所所有の貨紙幣類・有価証券が盗難にあった場合でも補償されますか？

A

事務所所有の貨紙幣類・有価証券は補償の対象になりません。事務所の設備・什器等に関する火災保険で補償の対象となる場合がございますのでご確認ください。

※受託者賠償責任保険の付帯がない場合、供託金に関する損害は補償の対象になりませんので、ご注意ください。

支払限度額と保険料 (2026年)

I 弁護士賠償責任保険

(保険責任延長期間5年・10年)(成年後見業務に関する特約自動セット)

コース	支払限度額	免責金額 (1請求につき)	年間保険料		
			保険責任 延長期間	弁護士1名あたり	弁護士以外の 職員1名あたり
A	1請求につき 5,000万円、 保険期間中 1億5,000万円	0円	5年 10年	25,700円 26,920円	2,500円 2,620円
B	1請求につき 1億円、 保険期間中 3億円	0円	5年 10年	27,660円 28,980円	2,690円 2,820円
C	1請求につき 2億円、 保険期間中 6億円	0円	5年 10年	29,520円 30,920円	2,870円 3,010円
D	1請求につき 3億円、 保険期間中 9億円	0円	5年 10年	36,000円 37,710円	3,500円 3,670円

お名前・生年月日

II 未成年後見業務に関する特約(オプション)

コース	支払限度額 (1請求および保険期間中)	免責金額 (1請求につき)	年間保険料
①	1請求につき1億円 保険期間中 3億円	0円	8,000円
②	1請求につき3億円 保険期間中 9億円	0円	10,000円
③	1請求につき5億円 保険期間中 15億円	0円	12,000円

・上記「未成年後見業務に関する特約」の保険料は、未成年被後見人1名あたりの保険料になります。
 ・本保険加入時点において、未成年後見業務を行っていない弁護士先生に関しましては、業務開始されることがほぼ確定した段階で未成年被後見人の方の「お名前・生年月日」を代理店までご通知頂き、特約を追加するお手続きを取らせて頂きます。

III 施設危険補償特約(オプション)

コース	支払限度額	免責金額 (1事故につき)	年間保険料	
			事務所の面積 10㎡につき	面積50㎡の場合
④	身体障害1名・1事故につき 5,000万円 財物損壊 1事故につき 5,000万円	0円	(料率) 60.78円	300円
⑤	身体障害1名・1事故につき 1億円 財物損壊 1事故につき 1億円	0円	(料率) 63.79円	320円

※10円未満の端数が生じた場合は、1円位を四捨五入して10円単位とします。

IV サイバープロテクター(オプション)

コース	賠償損害支払限度額(※1) (1請求および保険期間中)	費用損害支払限度額(※2) (1事故および保険期間中)	免責金額 (賠償損害:1請求につき/ 費用損害1事故につき)
⑥	5,000万円	500万円	0円
⑦	1億円	1,000万円	0円
⑧	2億円	2,000万円	0円
⑨	3億円	3,000万円	0円
⑩	5億円	5,000万円	0円

(※1)⑩ページ①賠償損害に記載の対象損害ア～エ、カ～キについての支払限度額です。オについては⑫ページ(引受条件)をご参照ください。
 (※2)⑩～⑪ページ②費用損害に記載の対象損害ア～クについての支払限度額です。ケ～シについては⑫ページ(引受条件)をご参照ください。
 ・保険料は売上高により変動します。⑧ページ(プラン例)を参照ください。

V 受託者賠償責任保険(オプション)

コース	支払限度額	免責金額 (1事故につき)	年間保険料
⑪	1事故および保険期間中 1,000万円	1,000円	3,500円
⑫	1事故および保険期間中 2,000万円	1,000円	6,900円
⑬	1事故および保険期間中 3,000万円	1,000円	9,300円
⑭	1事故および保険期間中 4,000万円	1,000円	12,200円
⑮	1事故および保険期間中 5,000万円	1,000円	15,000円

<プラン例>

契約条件(未成年被後見人はいずれも1名。サイバープロテクターの割引確認チェックシートによる割引はいずれも60%を適用。)

プラン1 人数:弁護士1名、事務所の面積:30㎡、売上高:1,700万円

保険種類	弁護士賠償	未成年後見業務	施設危険	サイバー	受託者	合計保険料
コース	A(5年)	①	④	⑥	⑪	
保険料	25,700円	8,000円	180円	12,080円	3,500円	49,460円

プラン2 人数:計3名(弁護士2名/弁護士以外の職員1名)、事務所の面積:60㎡、売上高:4,000万円

保険種類	弁護士賠償	未成年後見業務	施設危険	サイバー	受託者	合計保険料
コース	B(10年)	②	④	⑧	⑫	
保険料	60,780円	10,000円	360円	25,180円	6,900円	103,220円

プラン3 人数:計10名(弁護士8名/弁護士以外の職員2名)、事務所の面積:500㎡、売上高:1億5,000万円

保険種類	弁護士賠償	未成年後見業務	施設危険	サイバー	受託者	合計保険料
コース	D(10年)	③	⑤	⑩	⑬	
保険料	309,020円	12,000円	3,190円	140,090円	9,300円	473,600円

加入方法

- ① 既に参加済でお申込内容に変更のない方は前年と同プランにご加入となります。^(注1)

サイバープロテクターが付帯されていない場合は返信は不要です。

保険料をお振り込みください。

(注1) 弁護士賠償責任保険および受託者賠償責任保険において、サイバー攻撃に起因する損害が免責となっています。

(ただし、サイバー攻撃の結果、火災または破裂・爆発によって生じた受託物の損壊に起因する損害を除きます。

詳細は⑩ページおよび⑭ページをご参照ください。) サイバープロテクターのオプション追加を是非ご検討ください。

(ご注意) ●締切日までに保険料の振り込みをいただけなかった場合には補償は継続されません。

- ② 特約の追加および変更、高額補償コースへの切り替えなど、契約内容変更ご希望の方は「加入申込ハガキ」に必要事項をご記入いただき、返信のうえ、保険料の振り込みをお願いいたします。^{(注2)(注3)}

- ③ 新規加入をご希望の方は「加入申込ハガキ」に必要事項をご記入いただき、返信のうえ、保険料の振り込みをお願いいたします。^{(注2)(注3)}



「加入申込ハガキ」締切: 2月6日(金) 組合事務局必着



保険料の振り込み締切: 2月6日(金) 着金厳守



保険料の振り込み方法: 同封の郵便振込票にてお振り込みください。
(手数料をご負担頂きます。)

(注2) 保険料につきましては『加入申込ハガキ』に記載しております計算式に基づきご算出ください。

(注3) 申込人および被保険者には、ご加入時に加入申込ハガキ(引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。)の記載事項について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があり、取扱代理店には告知受領権があります(取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。)

加入申込ハガキに記載された内容のうち、※印がついている項目は危険に関する重要な事項です。

この項目が、事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、加入申込ハガキの記載内容を必ずご確認ください。

I～Ⅲ(弁護士賠償責任保険) および **V(受託者賠償責任保険)** ②ページおよび⑥ページをご参照ください。

Ⅳサイバープロテクター)

(1)賠償損害

次のいずれかの事故に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害に対して、保険金をお支払いします。

対象となる事故

①他人の情報の漏えいまたはそのおそれ

次のいずれかに該当する情報の漏えいまたはそのおそれ

ア.記名被保険者が自らの業務遂行^(注1)の過程においてまたはその目的として所有、使用または管理する他人の情報^(注2)

イ.記名被保険者が自らの業務遂行^(注1)の過程においてまたはその目的として被保険者以外の者に管理を委託した他人の情報^(注3)

(注1)業務遂行には記名被保険者が労働者派遣を業として行う事業者である場合は記名被保険者から他の事業者に派遣された労働者による業務遂行を含みます。

(注2)所有、使用または管理する他人の情報には、所有、使用または管理を行わなくなったものを含みます。

(注3)管理を委託した他人の情報には、管理を委託しなくなったものを含みます。

②コンピュータシステムの所有、使用または管理に起因する他人の業務阻害等

上記①を除き、記名被保険者が行うコンピュータシステムの所有、使用もしくは管理または電子情報の提供に起因する次のいずれかに該当する事由

ア.他人の業務の遂行の全部または一部の休止または阻害

イ.他人の所有、使用または管理する電子情報の消失または損壊

ウ.他人の人格権侵害

エ.他人の著作権、意匠権、商標権またはドメイン名の侵害。ただし、記名被保険者がコンピュータシステムにおいて提供するデータ、データベース、ソフトウェアまたはプログラムによる、文書、音声、図画等の表示または配信^(注)によって生じた侵害に限ります。

オ.その他不測かつ突発的な事由による他人の損失

(注)表示または配信には、記名被保険者が対価または報酬を受領して他人に提供するものを含みません。

③サイバー攻撃に起因する他人の身体障害・財物損壊

ア.サイバー攻撃に起因する他人の身体障害(傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。)

イ.サイバー攻撃に起因する他人の財物(財産的価値を有する有体物をいいます。)の滅失、破損、汚損、紛失または盗難

(2)費用損害

次のいずれかに該当する情報セキュリティ事故が発生した場合に、記名被保険者がブランドイメージの回復または失墜防止のために必要かつ有益な措置^(注1)を講じることによって被る損害に対して、プロテクト費用保険金をお支払いします。

対象となる事故(情報セキュリティ事故)

① 他人の情報の漏えいまたはそのおそれ

② コンピュータシステムの所有、使用または管理に起因する他人の業務阻害等

③ サイバー攻撃に起因する他人の身体障害

④ サイバー攻撃に起因する他人の財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難

⑤ ①～④を除き、記名被保険者が所有、使用または管理するコンピュータシステムに対するサイバー攻撃

⑥ ①～⑤を除き、記名被保険者が所有、使用または管理するコンピュータシステムに対するサイバー攻撃のおそれ^(注2)

(注1)措置は、記名被保険者が情報セキュリティ事故の発生を知った日に始まり、当社が事故の通知(遅滞なく書面によりご通知いただきます。)を受領した日の翌日から起算して一定期間(1年間)が経過するまでに実際に講じられた処置に限ります。

(注2)サイバー攻撃のおそれとは、コンピュータシステムがサイバー攻撃を受けた疑いがあり、調査を必要とする状況をいいます。ただし、次のいずれかによって明らかになった場合に限ります。

①公的機関(不正アクセス等の被害の届出、インシデント情報の受付等を行っている独立行政法人または一般社団法人を含みます。)からの通報

②記名被保険者が所有、使用もしくは管理するコンピュータシステムのセキュリティの運用管理を委託している者(以下「運用管理委託先」)または当社による通報、報告または確認(運用管理委託先または当社が提供するセキュリティ監視のソフトウェア、サービス等による通知、報告または確認を含み、運用管理委託先以外による無償の診断等の結果は除きます。)

(注3)情報セキュリティ事故⑥の事由が発生した場合において、当社が保険金を支払う損害は、被保険者が③④⑥ページに記載のサイバー攻撃調査費用を負担することによって被る損害に限ります。

I ～Ⅲ及びⅤ共通
お支払いの対象となる損害

お支払いの対象となる損害は、次のいずれかに該当するもののうち、被保険者が負担した
ものとなります。

損害の種類	内 容
①損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等（損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。）
②損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用
④緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置（他人の生命や身体を害した場合における被害者の応急手当等）に要した費用
⑤協力費用	引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用
⑥争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用

上記①から④までの保険金については、それぞれの規定により計算した損害の額から加入者証記載の免責金額を差し引いた額をお支払いします。
ただし、加入者証記載の支払限度額を限度とします。上記⑤および⑥の保険金については、原則として支払限度額の適用はありません。
ただし、⑥については①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には、次の金額を限度とします。

お支払いする争訟費用の額

=

⑥争訟費用の額 ×

支払限度額

①損害賠償金の額

なお、「②損害防止費用」および「④緊急措置費用」を除き、事前に引受保険会社の同意を要しますので、必ず引受保険会社までお問合わせください。
受託者賠償責任保険において、「①損害賠償金」の額は、被害受託物が損害の生じた地および時においてもし損害を受けていなければ有するであろう価額が限度となります。したがって、受託物の使用不能に起因する損害賠償金は対象となりません。また、「④緊急措置費用」は対象外となりますのでご注意ください。
適用される普通保険約款、特別約款および特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は保険金のお支払いの対象とはなりません。

Ⅳ お支払いの対象となる損害と引受条件(サイバープロテクター)

お支払いの対象となる損害

①賠償損害

損害の種類	内 容
ア.法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づく賠償金。ただし、税金、罰金、科料、過料、課徴金または懲罰的損害賠償金もしくは倍額賠償金（類似するものを含みます。）の加重された部分および被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された損害賠償金を含みません。
イ.争訟費用	被保険者に対する損害賠償請求に関する争訟（訴訟、調停、和解または仲裁等をいいます。）によって生じた費用（被保険者および被保険者の役員または使用人の報酬、賞与または給与等を含みません。）で、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出したものの。
ウ.権利保全行使費用	他人に損害賠償の請求（共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。）をすることができる場合に、その権利の保全および行使に必要な手続に必要かつ有益であると引受保険会社が認めた費用。
エ.協力費用	当社が発生した事故の解決にあたる場合、当社へ協力するために要した費用。
オ.訴訟対応費用	日本国の裁判所に訴訟が提起された場合に、被保険者が現実に出した次のいずれかに該当する費用（通常要する費用に限りま す。）であって、被保険者に対する損害賠償請求訴訟の解決について必要かつ有益と引受保険会社が認めた費用。 ① 被保険者の使用人等の超過勤務手当または臨時雇用費用 ② 被保険者の役員または使用人等の交通費または宿泊費 ③ 訴訟に関する必要文書作成にかかる費用 ④ 被保険者または外部の実験機関が事故を再現するための実験に要する費用。ただし、事故の原因や状況を調査するために 要した額を限度とし、事故後の製品開発・改良等を目的とする実験費用を含みません。 ⑤ 意見書または鑑定書の作成にかかる費用 ⑥ 増設したコピー機の賃借費用
カ.損害防止費用	サイバー攻撃に起因する他人の身体障害・財物損壊が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または 有益であった費用。
キ.緊急措置費用	サイバー攻撃に起因する他人の身体障害・財物損壊が発生した場合の緊急措置（他人の生命や身体を害した場合における被害者 の応急手当等）に要した費用。

○賠償損害に関わる保険金のお支払いにあたっては、加入者証記載の支払限度額・免責金額等が適用されます。
○賠償損害にかかわる保険金のお支払いは、事前に引受保険会社の承認が必要となりますので、必ず引受保険会社までお問合わせください。

②費用損害

損害の種類	内 容
ア.事故対応費用	情報セキュリティ事故の直接の結果としてまたは情報セキュリティ事故の影響を防止もしくは軽減しようとする被保険者の努力に 直接起因して、被保険者が現実負担する費用であって、次のいずれかに該当する費用（個人情報の漏えいまたはそのおそれが 生じた場合において、被害者に対し、その被害の発生状況等を通知するために直接必要な費用または被害者に対する通知書もし くは詫言状の作成に直接必要な費用を含みます。） ① 電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用（文書の作成代および封筒代を含みます。） ② 通信業務のコールセンター会社への委託費用 ③ 事故対応により生じる被保険者の使用人等の超過勤務手当または臨時雇用費用 ④ 事故対応により生じる被保険者の役員または使用人等の交通費または宿泊費 ⑤ 被保険者以外の方に対して損害賠償請求を提起したことによる争訟費用 ⑥ ネットワークの切断、情報の隔離、サービス停止等に必要かつ有益な費用
イ.事故原因・被害範囲調査費用	情報セキュリティ事故の原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全をするための費用。ただし、あらかじめ引受保険会社の承認 を得て負担する費用に限りま。
ウ.広告宣伝活動費用	情報セキュリティ事故に起因して低下したブランドイメージの回復または失墜防止のための広告宣伝活動に要する費用。ただし、 次のいずれかに該当するものに要する費用に限りま。 ① 情報セキュリティ事故に関する状況説明または謝罪のための社告、会見等 ② 情報セキュリティ事故の再発防止対策または危機管理改善を施した旨の宣伝または広告

損害の種類	内 容
エ.法 律 相 談 費 用	情報セキュリティ事故への対応に関して行う法律相談の対価として、法律事務所または弁護士に対して支払う費用をいい、個人情報の漏えいまたはそのおそれについて、個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含みます。ただし、法律上の損害賠償を請求することまたは請求されたことに起因する費用を除きます。
オ.コンサルティング費用	情報セキュリティ事故に関して被害者および被保険者以外の者をコンサルタントに起用した場合の費用をいい、個人情報の漏えいまたはそのおそれについて、個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含みます。ただし、あらかじめ引受保険会社の承認を得て負担する費用に限ります。
カ.見 舞 金・見 舞 品 購 入 費 用	情報セキュリティ事故の被害を直接に受けた者に対する謝罪のための見舞金にかかる費用または見舞品 ^(注1) の購入等にかかる費用をいい、見舞金の額および見舞品の相当額 ^(注2) は被害者1名あたり次の額を限度とします。ただし、あらかじめ引受保険会社の承認を得て負担する費用に限ります。 ① 被害者が法人の場合 1法人につき50,000円 ② 被害者が個人の場合 1名につき1,000円。ただし、情報セキュリティ事故のうち③の被害者については、100,000円とします。 (注1)見舞品には、記名被保険者のみで使用可能な商品券、サービス券、割引券、チケット、回数券等は含みません。 (注2)見舞品の相当額とは、見舞品が保険契約者または記名被保険者が製造または販売する製品、商品、サービス等である場合には、その製造・仕入原価相当額とします。
キ.クレジット情報 モニタリング費用	情報が漏えいまたはそのおそれがある被害者のクレジット情報その他の信用に関する情報について、その不正使用を監視するために負担するモニタリング費用をいいます。ただし、あらかじめ引受保険会社の承認を得て負担する費用に限ります。
ク. 公的調査等対応費用	情報セキュリティ事故に起因して記名被保険者に対する公的調査等が開始された場合に、被保険者がその公的調査等に対応するために要する次のいずれかに該当する費用をいい、コンピュータシステム等復旧費用、風評被害拡大防止費用および再発防止費用は含みません。 ① 公的調査等への対応に関して行う法律相談の対価として、法律事務所または弁護士に対して支払う費用 ② 電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用(文書の作成代および封筒代を含みます。) ③ 公的調査等への対応により生じる被保険者の使用人等の超過勤務手当または臨時雇用費用。 ④ 公的調査等への対応により生じる被保険者の役員または使用人等の交通費または宿泊費。 ⑤ 公的調査等への対応のため、被保険者以外の者をコンサルタントに起用した場合の費用。 ただし、あらかじめ当社の承認を得て負担する費用に限ります。 ⑥ 資料の翻訳にかかる費用 ⑦ 証拠収集費用 ※公的調査等 公的機関によりなされる公的な調査、検査、取り調べ、命令、警告等であって、記名被保険者がこれらに応じることが法的に義務付けられるものをいいます。ただし、監督官庁による定期的な検査または業界全体を対象とする質問、検査もしくは調査は含みません。
ケ.コンピュータシステム 等復旧費用	情報セキュリティ事故によって、コンピュータシステムの損傷(機能停止等の使用不能を含みます。)または電子情報の消失、改ざんもしくは損壊(暗号化等の使用不能を含みます。)が発生した場合に要する次のいずれかに該当する費用 ^(注1) をいいます。ただし、記名被保険者が所有または使用するコンピュータシステムまたは電子情報に関する費用であって、あらかじめ引受保険会社の承認を得て負担する費用に限ります。 ① コンピュータシステムのうち、サーバ、コンピュータおよび端末装置等の周辺機器ならびにこれらと同一の敷地内に所在する通信回線および配線にかかる復旧費用または再稼動するための点検・調整費用もしくは試運転費用 ② 損傷したコンピュータシステムの代替として一時的に使用する代替物の賃借費用 ^(注2) ならびに代替として一時的に使用する仮設物の設置費用 ^(注3) および撤去費用 ③ 消失、改ざんもしくは損壊した電子情報の修復、再製作または再取得費用 (注1)費用には、マルウェア駆除、コンピュータシステムの初期化等に要する費用を含みます。 (注2)代替物の賃借費用には、敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間を超える期間に対応する費用を含みません。 (注3)仮設物の設置費用には、付随する土地の賃借費用を含みます。
コ. 風評被害拡大防止 費用	情報セキュリティ事故に関する記名被保険者の風評被害 ^(注) の拡大防止に必要なかつ有益な費用をいいます。 ただし、あらかじめ当社の承認を得て負担する費用に限ります。 (注)風評被害は、インターネットによるものに限ります。
サ.再発防止費用	同様の情報セキュリティ事故の再発を防止するために負担する必要かつ有益な費用をいい、情報セキュリティ事故の再発防止を目的とした外部機関による認証取得にかかる費用を含み、コンサルティング費用およびコンピュータシステム等復旧費用は含みません。ただし、あらかじめ引受保険会社の承認を得て負担する費用に限ります。
シ.サイバー攻撃調査費用	サイバー攻撃の有無を判断することを目的とした、外部機関による調査にかかる費用をいい、ネットワークの切断、情報の隔離、サービス停止等に必要なかつ有益な費用を含みます。

○費用損害に関わる保険金のお支払いにあたっては、加入者証記載の支払限度額・免責金額等が適用されます。

○一部の費用損害に関わる保険金のお支払いは、事前に引受保険会社の承認が必要となりますので、必ず引受保険会社までお問合わせください。

○適用される普通保険約款および特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。

<引受条件> 支払限度額は下表のとおりです。

対象損害・対象費用		⑥コース	⑦コース	⑧コース	⑨コース	⑩コース
賠償損害	ア～エ、カ～キ 1請求・保険期間中につき	5,000万円	1億円	2億円	3億円	5億円
	オ	※カおよびキの費用はサイバー攻撃に起因する他人の身体障害・財物損壊が発生した場合に限りです。 1,000万円 ^(注1)				
費用損害	ア～ク 1事故・保険期間中につき	500万円	1,000万円	2,000万円	3,000万円	5,000万円
		※賠償損害の支払限度額の外枠でお支払いします。				
	ケ	3,000万円 ^(注2)				
	コ、サ	コ.およびサ.の費用の合計で3,000万円 ^(注2)				
	シ	3,000万円 ^(注2)				

(注1)賠償損害の基本支払限度額の内枠
(注2)費用損害の基本支払限度額の内枠のため、基本支払限度額の設定金額が限度となります。
※免責金額はありません。
※縮小支払割合は、下記を除いてありません。
費用損害コ、サおよびシ:90%
※証券全体での支払限度額は10億円となります。

保険金をお支払いしない主な場合

I ～ III および V 共 通 (普通保険約款)	●保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任 ●被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ●被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊(滅失、破損または汚損)について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任(受託者賠償責任保険においては適用されません。) ●被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾(じょう)に起因する損害賠償責任 ●地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任 ●液体、気体(煙、蒸気、じんあい等を含みます。)または固体の排出、流出または溢(いっ)出に起因する損害賠償責任(ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。) ●原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任(ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ《ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。》の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。) 等
I 弁護士特別約款	●被保険者の犯罪行為(過失犯を除きます。)または他人に損害を与えるべきことを予見しながら行った行為(不行為を含みます。)に起因する賠償責任 ●被保険者が公務員としての職務上遂行した業務に起因する賠償責任 ●他人の身体の障害(傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。)または財物の損壊(滅失、破損または汚損)、紛失または盗難に起因する賠償責任。ただし、証拠書類および証拠物の損壊、紛失または盗難および執行行為に付随して生じた財物の損壊、紛失または盗難に起因する場合を除きます。⇒自動セット特約およびオプション特約により一部補償の対象になります。 ●直接であると間接であるとを問わず、サイバー攻撃により生じた事象に起因する損害 等
I 成年後見業務に関する特約	●被保険者と世帯を同じくする親族が所有、使用または管理する財物に起因する賠償責任●保険契約者の犯罪行為(過失犯を除きます。)または被保険者が他人に損害を与えることを予見しながら行った行為(不行為を含みません。)に起因する賠償責任 等
II 未成年後見人業務に関する特約(オプション)	●被保険者と世帯を同じくする親族が所有、使用または管理する財物に起因する賠償責任●被保険者の犯罪行為(過失犯を除きます。)または被保険者が他人に損害を与えることを予見しながら行った行為(不行為を含みません。)に起因する賠償責任 等
III 施設危険補償特約 (オプション)	●施設の新築、修理、改造、取壊し等の工事に起因する賠償責任 ●航空機、昇降機(財物のみを積載する昇降機および機械式の立体駐車場は除きます。)、自動車(原動機付自転車を含みます。)、船舶または車両(自動車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを除きます。)の所有、使用または管理に起因する賠償責任 ●証拠書類もしくは証拠物の損壊(滅失、破損または汚損)、または執行行為に付随して生じた事故による財物の損壊に起因する賠償責任 等

IV サイバープロテクター(オプション)

専門事業者賠償責任保険普通保険約款で保険金をお支払いしない主な場合

◆次のいずれかの事由に起因する損害
○戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動^(注)、労働争議または騒擾(じょう) 等
○地震、噴火、洪水または津波
(注)暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
◆次のいずれかの事由または行為によって生じた事故に起因する損害
○被保険者の犯罪行為(過失犯を含みません。)
○被保険者の故意または重過失による法令違反
○被保険者が他人に損失を与えることを認識(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)しながら行った行為 等
◆次のいずれかの損害賠償請求がなされたことによる損害
○他の被保険者からなされた損害賠償請求
○この保険契約の始期日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた(知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)場合において、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求
○この保険契約の始期日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求
○身体の障害に対する損害賠償請求^(注)(精神的苦痛は含みません。)
○被保険者による誹謗または中傷による名誉毀(き)損または人格権侵害に対する損害賠償請求
○財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難(それらに起因する財物の使用不能損害を含みます。)に対する損害賠償請求^(注)。
○特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他の工業所有権または著作権の侵害に対する損害賠償請求。ただし、記名被保険者がコンピュータシステムにおいて提供するデータ、データベース、ソフトウェアまたはプログラムによる、文書、音声、図画等の表示または配信によって生じた意匠権、商標権、著作権またはドメイン名の侵害には適用されません。 等
(注)サイバー攻撃に起因する他人の身体の障害または財物の損壊(滅失、破損、汚損、紛失または盗難)に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害に対しては、保険金をお支払いします。

サイバーセキュリティ特約で保険金をお支払いしない主な場合

◆次のいずれかに該当する損害

○この保険契約が初年度契約である場合において、保険契約者または被保険者が保険期間の開始時に、事故の発生またはそのおそれが生じたことを知っていた（事故の発生またはそのおそれが生じていたことを知っていたと合理的に推定される場合を含みます。）場合の、その事故に起因する損害

○この保険契約が継続契約である場合において、保険契約者または被保険者が、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時に、事故の発生またはそのおそれが生じたことを知っていた（事故の発生またはそのおそれが生じていたことを知っていたと合理的に推定される場合を含みます。）場合の、その事故に起因する損害

◆次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害

○被保険者が偽りその他不正な手段により取得した情報の取扱い

○国または公共団体の公権力の行使（法令等による規制または要請を含みます。）

○被保険者によるサイバー攻撃、マルウェアの作成・意図的配布、ゲリラ活動等の侵害行為

◆次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害

○被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定により加重された賠償責任

○被保険者が支出したと否とを問わず、違約金

○採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為

○株主代表訴訟

○企業その他組織の信用毀（き）損、信頼の失墜、ブランドの劣化または風評被害

○被保険者が支出したと否とを問わず、業務の履行の追完または再履行のために要する費用（追完または再履行のために提供する財物、情報または役務の価格を含みます。）

○業務の結果の回収、廃棄、検査、修正、交換、やり直し、その他必要な処置のために要した費用

◆保険金を支払うことにより、当社が次のいずれかによる制裁、禁止または制限を受けるおそれがある場合

○国際連合の決議

○欧州連合、日本国、英国または米国の貿易または経済に関する制裁、法令または規則

○その他これらに類似の法令または規則

◆コンピュータシステムの所有、使用または管理に起因する他人の業務阻害等について、次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害

○販売分析もしくは販売予測または財務分析の過誤

○履行不能または履行遅滞（類似のものを含みます。）。ただし、サイバー攻撃による場合を除きます。

○被保険者が上記に規定する履行不能または履行遅滞（類似のものを含みます。）を避けることを目的として行った不完全履行（履行不能または履行遅滞を避けることを目的として不完全履行を行ったと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）

○業務の結果を利用して、製造、加工、配合、組立、建築等の工程を経て製作された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合。ただし、サイバー攻撃による場合を除きます。

○人工衛星（人工衛星に搭載された無線設備等の機器を含みます。）の損壊または故障

○被保険者の業務に関する次のいずれかに該当する事由または行為

ア.業務の対価（販売代金、手数料、報酬等名称を問いません。）の見積もりまたは返還

イ.業務の対価の過大請求

ウ.業務の販売もしくは提供の中止もしくは終了または内容の変更

エ.業務の価格または内容の誤った記載、説明または宣伝

○商品、サービス、仕事等の誤発注。ただし、サイバー攻撃による場合を除きます。

○記名被保険者が金融機関等^(注)に該当する場合において、次のいずれかに該当する事由または行為

ア.コンピュータシステムにおける資金（電子マネー、その他これらに類似のものを含みます。）の移動

イ.預貯金、株式、債券、金融商品、商品先物、為替等の取引

○暗号資産（資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）に定める暗号資産をいいます。）の取引

○記名被保険者の直接の管理下でない電気、ガス、水道、熱供給、遠距離通信、電話、インターネット、電報等のインフラストラクチャーの供給停止または障害

○記名被保険者が次のいずれかに該当する場合において、電気、ガス、熱、水道または工業用水道の供給・中継の中断または阻害

ア.電気事業法（昭和39年法律第170号）に定める電気事業者

イ.ガス事業法（昭和29年法律第51号）に定めるガス事業者

ウ.熱供給事業法（昭和47年法律第88号）に定める熱供給事業者

エ.水道法（昭和32年法律第177号）に定める水道事業者および水道用水供給事業者ならびに工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）に定める工業用水道事業者

（注）金融機関等とは、銀行業、協同組織金融業、貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関、金融商品取引業、商品先物取引業、補助的金融業、保険業、資金移動業等を営む者をいい、決済代行会社（割賦販売法（昭和36年法律第159号）に定めるクレジットカード番号等取扱契約締結事業者をいいます。）、金融商品取引所（暗号資産交換業を含みます。）または信用保証協会を含みます。

◆コンピュータシステムの所有、使用または管理に起因する他人の業務阻害等について、次のいずれかに該当する事由に起因する損害。ただし、広告、宣伝、販売促進等のために無償で提供されるコンピュータシステム、プログラムまたは電子情報に起因する損害を除きます。

○記名被保険者が行う、他人が使用することを目的としたコンピュータシステム^(注)の所有、使用または管理

○記名被保険者が他人のために開発、作成、構築または販売したコンピュータシステム、プログラムまたは電子情報

○記名被保険者が製造または販売した商品、サービス等に含まれるコンピュータシステム、プログラムまたは電子情報

（注）他人が使用することを目的としたコンピュータシステムには、記名被保険者の業務のために販売代理店、加盟店、下請業者等が使用するものを含み、記名被保険者の商品、サービス等をその顧客に販売または提供するものを含みません。

◆他人の著作権、意匠権、商標権またはドメイン名の侵害について、次の事由

○被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかに関わらず、著作権、意匠権、商標権またはドメイン名の権利者に対して本来支払うべき使用料

◆直接であると間接であるとを問わず、戦争等（注）に起因する損害

（注）戦争等とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（宣戦布告の有無を問いません。）

②上記①の過程または直接的な準備として行われた国家関与型サイバー攻撃

③国家関与型サイバー攻撃のうち、被害国家における次のいずれかに重大な影響を及ぼすもの。

ア.重要インフラサービスの利用、提供または完全性

イ.安全保障または防衛

サイバーセキュリティ拡張補償特約で保険金をお支払いしない主な場合

- ◆被保険者が直接負担したと否とを問わず、次のいずれかに該当する費用を負担することによって被る損害
 - この保険契約およびこの保険契約と重複する他の保険契約の保険料
 - 金利等資金調達に関する費用
 - 記名被保険者の役員および使用人等の報酬または給与。ただし、通常要する額を超える部分は除きます。
 - 記名被保険者が講じる措置に関して、被保険者と被保険者以外の者との間に特別な約定がある場合において、その約定によって通常の措置にかかる費用を超えて要する費用
 - 正当な理由がなく、通常の措置にかかる費用を超えて要する費用
 - 法律上の損害賠償を請求されたことに関する業務を弁護士に委任することにより生じる費用^(注1)
 - 被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害^(注2)
 - サイバー攻撃が金銭等^(注2)の要求を伴う場合において、その金銭等
 - 被保険者に生じた喪失利益
 - 税金、罰金、科料、過料、課徴金または制裁金
- (注1)弁護士に委任することにより生じる費用には、弁護士報酬、訴訟費用、仲裁、和解または調停に要する費用を含みます。
- (注2)金銭等には、電子マネー、暗号資産(資金決済に関する法律(平成21年法律第59号)に定める暗号資産をいいます。)、その他これらに類似のものを含みます。
- ◆サイバー攻撃に起因する他人の身体障害・財物損壊について、次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害
 - 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害
 - 液体、気体(煙、蒸気、じんあい等を含みます。))もしくは固体の排出、流出またはいっ出
 - 直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかの事由
 - ア.石綿(アスベスト)、石綿製品、石綿繊維または石綿粉塵(以下「石綿等」といいます。))の人体への摂取もしくは吸引
 - イ.石綿等への曝露による疾病
 - ウ.石綿等の飛散または拡散
 - 次のいずれかの所有、使用または管理
 - ア.航空機
 - イ.パラグライダー、ハンググライダー、パラセーリング、熱気球
 - ウ.自動車(原動機付自転車を含みます。))。ただし、次のいずれかに該当する自動車を除きます。
 - (ア)販売等を目的として展示されている自動車。ただし、走行している間は自動車とみなします。
 - (イ)出張して行う自動車の修理または整備を目的として一時的に管理している自動車。ただし、走行している間は自動車とみなします。
 - エ.施設外における船舶または車両(自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力がもっぱら人力であるものを含みません。))ただし、出張して行う船舶または車両の修理または整備を目的として一時的に管理している場合を除きます。この場合であっても、走行・航行している間は船舶または車両とみなします。
 - 被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為
 - ア.身体の障害の治療・軽減・予防・矯正、診察、診断、療養の方法の指導、出産の立会い、検案、診断書・検案書・処方せんの作成・交付等の医療行為、美容整形、医学的堕胎、助産、採血その他法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。
 - イ.医薬品の調剤、調整、鑑定、販売、授与または授与の指示。ただし、法令により、医師、歯科医師、獣医師または薬剤師以外の個人が行うことを許されている場合を除きます。
 - ウ.はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。
 - エ.上記ア.からウ.までに規定する行為のほか、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、診療放射線技師、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、建築士、設計士、司法書士、行政書士、弁理士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、技術士、測量士または獣医師がそれらの資格に基づいて行う行為
 - テロ行為等(政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯する者がその主義・主張に関して行う暴力的行動その他類似の行為をいいます。))

V受託者賠償責任保険 (オ ブ シ ョ ン)

●被保険者の代理人またはそれらの者の使用人が行いまたは加担した盗取に起因する損害 ●被保険者の使用人が所有しまたは私用に供する財物の損壊(滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること)に起因する損害 ●受託物の性質、欠陥またはねずみ食いもしくは虫食いにより起因する損害 ●屋根、樋、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等に起因する損害。ただし、これらの部分が不測かつ突発的な事故によって破損し、その破損部分から入る雨または雪等に起因する損害を除きます。 ●受託物が寄託者または貸主に返還された日から30日を経過した後に発見された受託物の損壊(滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること)に起因する損害 ●受託物の目減り、原因不明の数量不足または受託物本来の性質(自然発火および自然爆発を含みます。))に起因する損害 ●受託物に対する修理(点検を含みます。))または加工(受託物に作業を施して精度を高めたり、受託物の形状、色、用途または性質などを変換することをいいます。))に起因する受託物の滅失、破損または汚損に起因する損害 ●受託物の自然の消耗、または受託物の性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、またはその他これらに類似の事由に起因する損害 ●冷凍・冷蔵装置(これらの付属装置を含みます。))の破損、変調、故障または操作上の誤りによる温度変化のために生じた受託物の損壊(滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること)に起因する損害。ただし、これらの事由によって火災または爆発が発生した場合を除きます。 ●被保険者が管理または使用するヨット、セールボート、モーターボート等の損壊(滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること)に起因する損害 ●直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害。いずれかの事由または行為が実際に生じたまたは行われたと認められた場合に限り、それらの事由があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合を含みます。 ◇石綿等(アスベスト、石綿製品、石綿繊維、石綿粉塵(じん))の人体への摂取または吸引 ◇石綿等への曝露(ばくろ)による疾病 ◇石綿等の飛散または拡散 ●直接であると間接であるとを問わず、サイバー攻撃により生じた事象に起因する損害(サイバー攻撃の結果、火災または破裂・爆発によって生じた受託物の損壊に起因する損害を除きます。))

上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

ご 注 意

【ご加入に当たっての注意事項】

- この保険は神奈川県弁護士協同組合が保険契約者となる団体契約です。
- ご加入いただけるのは、お申込人・記名被保険者が、以下に該当する場合となります。
 - ◇申込人 神奈川県弁護士協同組合の組合員に限りします。
 - ◇記名被保険者 神奈川県弁護士協同組合の組合員に限りします。
- 団体割引率は、契約時の記名被保険者の人数にしたがって決定されます。募集の結果、団体割引率が変更となる場合は、保険料または保険金額・支払限度額の増減を行いますのでご了承ください。変更となる場合には、あらかじめ変更後の内容をご案内いたします。
- 被保険者がご加入申込人と異なる場合にはこの書面に記載された重要事項を被保険者にもご説明ください。

●＜示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめください。＞

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようにご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

- ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款、特別約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
- 取扱代理店は、引受保険会社との委託業務に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- この保険の保険期間は1年となります。次のような場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
 - 著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合
- ご加入いただいた後にお届けいたします加入者証は、内容をご確認の上、大切に保管してください。

【IVサイバープロテクター(オプション)】

- サイバープロテクターでは、ご加入時に「把握可能な最近の会計年度(1年間)の実績数値」に基づいて算出される、あらかじめ確定した保険料を払い込んでいただきます。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

- ご加入の際には、保険料を算出(確定)するために必要な資料を引受保険会社にご提出いただきます。
- 新設法人等で、契約締結時に把握可能な最近の会計年度(1年間)の実績がない場合は、ご加入時における「事業計画値」が確認できる資料に基づいて保険料を算出します。この際、「事業計画値」を適用して算出した保険料は確定保険料となりますので、保険契約終了後に実際の売上高をご通知いただく必要はありません。

●＜保険会社破綻時等の取扱い＞

・損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。
・この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下、「個人等」といいます。)である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。
・また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

- この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を利用目的の達成に必要な範囲内で、保険契約者、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係者等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。ただし、加入者の保険金請求状況や病名を含む事故その他センシティブ情報は、以下の目的の範囲で保険契約者、保険代理店および扱者(募集人)に提供します。

- ① 契約の安定的な運用に向けた事故発生状況の詳細な分析のため
- ② 継続契約における加入可否および補償内容の変更の検討のため
- ③ 本保険制度の募集文書に掲載する事故事例の参考とするため
- ④ その他、上記①～③に準じて契約の安定的な供給を維持するため

○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等(海外にあるものを含む)に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

取扱代理店 株式会社アステクト 東京南支店 住所：東京都大田区大森北1丁目1-5 TEL：03-5762-8600

この保険は神奈川県弁護士協同組合が保険契約者となる団体契約であり、保険契約者より加入をご案内しています。